

法人名 医療法人財団 華林会

※医療法人整理番号

所在地 福岡市西区戸切2-14-45

財 産 目 録

(令和 7年 3月 31 日現在)

1. 資 産 額	3,150,939 千円
2. 負 債 額	1,371,556 千円
3. 純 資 産 額	1,779,383 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,375,141
B 固 定 資 産	1,775,798
C 資 産 合 計 (A+B)	3,150,939
D 負 債 合 計	1,371,556
E 純 資 産 (C-D)	1,779,383

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人財団 華林会

※医療法人整理番号

所在地 福岡市西区戸切2-14-45

貸借対照表

(病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する新法医療法人)

(令和 7年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	1,375,141	I 流動負債	623,244
現金及び預金	746,137	買掛金	19,133
事業未収金	599,306	短期借入金	330,000
有価証券	0	未払金	245,494
たな卸資産	22,710	前受金	2
仮払い金	119	預り金社会保険料他	1,932
前払費用	2,652	預り金保証金	18,625
預け金	1,383	法人税等充当金	7,692
立替金	238	患者預り金	367
その他の流動資産	2,596		
II 固定資産	1,775,798		
1 有形固定資産	1,636,566	II 固定負債	748,312
建物	771,125	長期借入金	748,312
設備	155,144		
構築物	32,879		
医療用器機備品	38,236		
什器備品	23,187		
車両及び船舶	534		
土地	606,529		
繰延消費税	7,001		
リース資産	0		
一括償却資産	1,930		
2 無形固定資産	2,679	負債合計	1,371,556
電話加入権	669	純資産の部	
無形固定資産	2,010	科 目	金 額
3 その他の資産	136,553	I 資本剰余金	160,000
出資金	3,030	II 利益剰余金	1,619,383
敷金	7,000	1 別途積立金	70,000
保険積立金	126,523	2 設備改善積立金	70,000
		3 繰越利益剰余金	1,479,383
III 繰延資産	0		
1 繰延資産	0	純資産合計	1,779,383
資産合計	3,150,939	負債・純資産合計	3,150,939

(注) 1 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人財団 華林会

※医療法人整理番号

所在地 福岡市西区戸切2-14-45

損 益 計 算 書

(病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人)

(自 2024 年 4月 1日 至 2025年 3月31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		3,191,258
2 事業費用		
(1) 事業費	3,198,243	
(2) 本部費		3,198,243
本来業務事業利益		△ 6,985
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		293,934
2 事業費用		251,597
附帯業務事業利益		42,337
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		0
事業利益		35,351
II 事業外収益		
受取利息	222	
その他の事業外収益	33,663	33,885
III 事業外費用		
支払利息	10,128	
その他の事業外費用	2,059	12,187
経常利益		57,049
IV 特別利益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	0	0
V 特別損失		
固定資産徐却損	369	
その他の特別損失	0	369
税引前当期純利益		56,680
法人税・住民税及び事業税	13,642	
法人税等調整額	0	13,642
当期純利益		43,038

(注) 1 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

事業報告書

(自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名称	医療法人財団 華林会
--------	------------

① ☒ 財団 ☐ 社団 (☐ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☒ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☐ その他③ ☐ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地	福岡市西区戸切2-14-45
-------------	----------------

注) 複数の事務所有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日	平成 7 年 1 月 20 日
-------------	-----------------

(4) 設立登記年月日	平成 7 年 2 月 1 日
-------------	----------------

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	菊池 仁志	村上華林堂病院
理 事	山田 猛	村上華林堂病院 管理者
同	星野 史博	村上華林堂病院 副院長
同	柴田 隆夫	村上華林堂病院 副院長
同	江口 敦美	村上華林堂病院 看護部長
同	北野 晃祐	村上華林堂病院 事務部長
監 事	財前 朗担	税理士
同	角田 修	元 村上華林堂病院事務部長
評議員	松前 知治	村上記念病院 医師 医業専門家
同	樋口 忠治	元久留米大付設中学校・高校 校長 学識経験者
同	中山 吉福	村上記念病院 医師 医業専門家
同	上田 一雄	村上記念病院 医師 医業専門家
同	野村 拓夫	福岡市内開業医 医業専門家
同	村上 右児	村上記念病院 医師 医業専門家
同	都 研一	福岡市立こども病院 医師 医業専門家
同	木下 忠義	村上記念病院 事務部長 医業経営専門家
同	高松 泰	福岡大学病院 医師 医業専門家
同	立石 貴久	久留米大学病院 医師 医業専門家
同	菊池 駿吾	産業医科大学病院 医師 医業専門家
同	菊池 健太	歯学部在学 歯科医学の知見
同	菊竹 松美	菊竹税理士事務所 税理士
同	高盛 裕子	元村上華林堂病院 看護部長

注) 1 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務(開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	医療機関コード	開 設 場 所	許可病床数
病 院	村上華林堂病院	4011012178	福岡市西区戸切2-14-45	一般病床 160 床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床] 精神病床 床 感染症病床 床 結核病床 床
診療所				一般病床 床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床]
介護老人保健施設				入所定員 名 通所定員 名
介護医療院				入所定員 名 通所定員 名

注) 1 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
訪問看護ステーション「かりん」	福岡市西区戸切2丁目14-45	
サービス付き高齢者向け住宅「かりん」	福岡市西区戸切2丁目13-27	
居宅支援介護事業所「かりん」	福岡市西区戸切2丁目14-45	
〈介護予防〉通所介護事業所「かりん」	福岡市西区戸切2丁目13-27	
通所介護事業所「かりん」	福岡市西区戸切2丁目13-27	
〈介護予防〉訪問介護事業所「かりん」	福岡市西区戸切2丁目13-27	
訪問介護事業所「かりん」	福岡市西区戸切2丁目13-27	

注) 1 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務(社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6 年 5 月 24 日	令和5年度決算の報告ならびに承認
令和 7 年 1 月 10 日	福岡県介護福祉士修学資金貸付の連帯保証人変更について
令和 7 年 3 月 28 日	令和7年度の事業計画及び収支予算の承認

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入した医療法人が記載し、(7)以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

- 注) 1 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
- 2 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

- (7) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設

年	月	日
年	月	日

- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

年	月	日
年	月	日

- (9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する(任意)

法人名 医療法人財団 華林会
所在地 福岡市西区戸切2丁目14番45号

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人財団 華林会

理事長 菊池 仁志 殿

私たちは、医療法人財団 華林会の 2024会計年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

2025年6月2日

医療法人財団 華林会

監事 角田 修

監事 財前 朗担